

運 航 基 準

令和 7 年 8 月 8 日
一般社団法人 愛西市観光協会

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、木曽川、長良川航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・水象（風速、視程及び放流量）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
木曽川（葛木港）	風速	馬飼大橋放流量	視程
	5m/s 以上	800 m ³ /s 以上	300m以下
長良川（F 棧橋）	風速	長良川河口堰放流量	視程
	5m/s 以上	800 m ³ /s 以上	300m以下

- 2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、前項の気象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
木曽川（葛木港）	風速（愛西市）	馬飼大橋放流量	視程
	日本気象協会	水資源機構	目視
長良川（F 棧橋）	風速（愛西市）	長良川河口堰放流量	視程
	日本気象協会	水資源機構	目視

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・水象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、航行予定の海域上の気象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	基準航行中止条件		
木曽川（葛木港）	風速	馬飼大橋放流量	視程
	10m/s 以上	800 m ³ /s 以上	300m以下
長良川（F 棧橋）	風速	長良川河口堰放流量	視程
	10m/s 以上	800 m ³ /s 以上	300m以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
木曽川（葛木港）	風速（愛西市）	馬飼大橋放流量	視程
	日本気象協会	水資源機構	目視
長良川（F 棧橋）	風速（愛西市）	長良川河口堰放流量	視程
	日本気象協会	水資源機構	目視

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航

行中止を決定し、反転、避難、その他の適切な措置をとること。

(運航の可否判断等の手順図)

第4条 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・水象(風速、視程及び放流量)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を運航日報に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準の達した、達するおそれがあった場合における反転、避難、錨泊、臨時着岸その他の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、潮(水)流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

航行速度	速力(ノット)	毎分機関回転数	備考
最微速	2ノット	1, 000rpm	
微速	3ノット	1, 500rpm	
半速	8ノット	2, 700rpm	
航海速力	15ノット	5, 000rpm	

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第8条 船頭平閘門及びF栈橋付近の航法

- (1) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (2) 木曾川本流からF栈橋間及び、長良川本流からF栈橋間は2ノット以下に減速して航行しなければならない。
- (3) 船頭平閘門の開扉までの待機時はエンジンを停止し錨泊若しくは係留縄を使用しての待機をすること。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点から運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 葛木港地点 F栈橋地点

(2) 連絡事項

- ① 地点名
- ② 発着時刻
- ③ 天候、風速、水位、視程の状況
- ④ その他着栈予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
--	----	-----	------

(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	携帯電話（KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル）
(2)	緊急の場合	本社	携帯電話（KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル）

（機器点検）

第11条 船長は着棧前、棧橋手前500m等着棧地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日報に記録し、1年間保存するものとする。